

あんま・マッサージ療養費を申請される方へ【償還払い】

三菱電機健康保険組合

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

あんま・マッサージ療養費とは

健康保険では、病気やケガをしたときは保険証を提示して保険医療機関で診療を受けるのが原則です。

しかし、保険医療機関で十分治療目的を果たすことができないなどの理由で、保険医が同意し、あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けた場合には、いったん医療費の全額を支払い、あとで健保組合に申請して払い戻しを受けられる(償還払い)ことになっています。これを「あんま・マッサージ療養費」といいます。

あんま・マッサージ療養費
の支給対象になる場合

本来保険医療機関において専門スタッフによる理学療法の一環として行われる医療マッサージが、保険診療であることを考慮して、その治療を保険医があんま・マッサージ・指圧師に同意書を書いて、健康保険の療養費として申請できます。主な、適応症は筋麻痺(しびれや運動機能喪失等)・関節拘縮(関節の動きが制限され動かない)等であり、医療上マッサージが必要な症例となります。
ただし、書類の提出があった場合でも内容によっては支給対象外となることもあります。

あんま・マッサージ療養費
の支給対象外になる場合

疲労回復や慰安(リラクゼーションなど)、疾病予防を目的としたマッサージ
同一疾病により、保険医療機関で医療上のマッサージを受けている場合は支給対象外となります。
また、同一疾病による接骨院・整骨院(柔道整復師)、はり・きゅうとの併用はできません。

注 意 事 項

下記書類を揃えて申請しても、症状や病名など療養費の支給基準に合致しているか判断しかねる場合、被保険者の方へ受診内容について照会することがあります。支給決定に必要ですので、すみやかに記入し、返信してください。

提 出 書 類

※下記の書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。

療養費の請求の時効は費用を支払った日の翌日から2年となります。

① 療養費支給申請書

(あんま・マッサージ用)

記入もれがないか確認してください。

未記入など不備がありますと書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。

② 領収書(原本)

原本が必要です。また、返却することはできません。

領収書には受診者氏名・領収金額・領収日・領収印・施術所名称等が必要です。(レシートタイプは不可)

③ 同意書又は診断書

あんま・マッサージ治療を受ける病名を診断した保険医の同意書又は診断書が必要です。

保険医から同意書の交付を受け、あんま・マッサージ施術を受けている患者が、6ヵ月を超えて引き続き施術を受ける場合は、改めて保険医の同意書又は診断書が必要になります。(変形徒手矯正術の場合は、ひと月ごととなります)

※保険医より交付された同意書の有効期間

初療日又は保険医による再同意日(同意書交付日)から起算する

・月の15日以前の場合は当該月の5ヵ月後の月の末日まで

・月の16日以降の場合は当該月の6ヵ月後の月の末日まで

支 給 額

健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて計算し支払われるので、かかった費用の全額が給付されるわけではありません。

健康保険の給付の範囲内で査定された額の7割(6歳未満は8割/高齢受給者は8割~7割)が支給されます。

そのため、支払った金額の7割が給付されるとは限りません。

支 給 日 ・ 支 給 方 法

基本的に申請書を提出された翌月~翌々月に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

●三菱電機社員:給与同封 ●関連会社社員:会社へお問い合わせください ●特退・任継:保険料を引き落としているご指定の口座

提 出 先

三菱電機社員・関連会社社員

本人

会 社
事業所健保窓口

健康保険組合

特例退職者・任意継続者

本人

健康保険組合

療養費の払い戻しは「やむを得ない」と認められた場合のみ支給されるものです。

また、払い戻される条件を満たしていても必要書類が揃っていない場合は、払い戻しできませんのでご注意ください。